

北海道議會時報

第 7 卷 第 11 号

昭和 30 年 11 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第7卷第11号(昭和30年)

— 第 11 号 目 次 —

議会の動き	
常任委員会	1
特別委員会	5
総合開発調査特別委員会	
資料	
地方交付税十一月交付額	6
十月十五日現在産米収穫予想	7
雑録	
地方行政疑義問答集	8
報道から拾う	9
図書室だより	10
十月のメモ	

表紙写真

大根干し 一札幌郊外一

北海道議会事務局撮影

議会の動向

第三回定例道議会関係の本会議並びに各委員会の議事については、一括して時報第七卷第十二号に掲載の予定である。

常任委員会

総務委員会

○十月二十五日 午前十一時四十分、第三委員室において開議。

① 宮北委員長（社）より、十一月一日から施行される遊興飲食税の税率改正等道税条例の一部を改正する条例制定について急施を要するの理由を述べ、岩田委員（道政）より、石炭鉱業合理化臨時措置法第五十四条により採掘許可が拒否された場合の課税の問題、徴税経費の必要額、遊興飲食税の脱税の額、徴税体勢の確立等について、松尾委員（道政）より、遊興飲食税の改正に伴う公給領収書発行に對する道内の反対空気に對して、二瓶委員（協ク）より、遊興飲食税徴収に關連して客が代金を借金した場合の取扱ひ方について、井川委員（道政）より、税法第百十九条の「徴収しようとする場合」の道

税条例制定の問題、遊興飲食税の未納があつた場合の強制徴収処置等について、糸川委員（社）より、災害等の場合における不動産取得税課税の取扱ひ方について質疑及び意見があり、税務課長より答弁、暫時休憩、午後一時四十二分再開。

② 次に会議案第一号を議題とし、林委員（道政）より、会議案の正誤について発言があり、これに對し塚田（勞）西野（道政）委員より意見があつた後、田呂委員（協ク）より、修正動議の提出を留意しているが明日でないと提出できないので本日の審査を明日に延ばしてほしい、また正誤の点については休憩して修正動議に折込むよう協議された旨の発言があり、この取扱ひ方について林（道政）田呂（協ク）高田（社）西野（道政）塚田（勞）堀（社）各委員より意見があつて暫時休憩、午後三時四十二分再開。

③ 会議案の正誤についてはそのとおり認めることを了承、本案の結論の出し方について各委員より意見があつて、結局明日は結論を出すよう努力することとして、午後三時五十八分散会。

○十月二十六日 午前十一時十五分、第三委員室において開議。

① 宮北委員長（社）より、会議案第一号を議題に供し、田呂委員（協ク）より、会議案第一号に對する修正動議を提出、修正の趣旨について説明を行い、糸川委員（社）より、修正案による予算上の影響並びにこの措置が出納長及び教育長に對し石炭手当、寒冷地手当を支給せざるを得ない論拠とならないかという点について、岩田委員（道政）より、会議案第二条但書の議員の職を兼ねる各種委員の報酬五割支給の項の削除について質疑があり、修正案提案者として田呂委員（協ク）及び総務部次長より応答、午前十一時三十六分休憩、午後一時十四分再開。

② ついで会議案第三条の議長及び副議長の加給報酬の特例の修正、第二条但書の削除をめぐり林（道政）田呂（協ク）塚田（勞）岩田

(道政)各委員の間において意見の交換があり、暫時休憩、午後二時六分再開。

③ ついで修正動議に対する質疑を終了することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで各派一名宛の委員を挙げて休憩の上協議することとし、暫時休憩、午後二時二十八分再開。

④ 林委員(道政)より修正動議賛成について発言があつた後、修正動議について諮り、異議なく修正動議を可決、次に会議案第一号中修正部分を除く原案について諮り、異議なく可決に決した。

⑤ 次に第三回定例道議会に提出の議案について総務部次長、財政課長より説明を聴取、堀委員(社)より、議会費の減額と報酬条例改正の問題、職員の新陳代謝の実績を挙げらためとのるべき方法等について、塚田委員(労)より、職員の自然退職と新陳代謝の関連、解の簡素化、手数料条例改正の問題等について、松尾委員(道政)より、退職者の数について質疑があり、総務部長、財政課長より答弁、午後四時四十分散会。

水産委員会

○十月二十六日 午前十時四十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭、北海道機船底曳網漁業代表者より、機船底曳網漁業における沖合冬鯨漁獲の制限措置の解除方について陳情を聴取。

② 井野委員長(社)より、漁業法改正問題に關する水産部長の上京折衝経過について説明を求め、水産部長、漁業調整課長より説明を聴取、ついで水産業協同組合法改正について漁政課長より説明を聴取、委員長より、本件については第三回定例道議会の会期中に結論

を出したので各党においても検討されたい旨を述べ、

③ 次に先般協議を行つた漁業転換計画並びに四十八度以南鮭鱈流網漁業対策に關する中央折衝の経過について水産部長より説明を聴取、阿部委員(道政)より、西カムチャツカ母船式鮭鱈流網漁業の許可問題に關する水産部長の受けた印象、道漁業公社の拓銀融資による性格変更の問題並びに農林中金に対する融資方折衝続行の意図等について、沖野委員(道政)より、道漁業公社の増資案に対する漁民の出資の問題並びに拓銀の融資による道漁業公社の性格変更の問題について質疑があり、水産部長より答弁。

④ ついで石狩漁業協同組合代表より、石狩川鮭鱈流網漁業転換について希望漁種に転換できるよう配意方について陳情を聴取、暫時休憩(休憩中、底曳による鯨漁獲反対運動対策本部長より、中型機船底曳網漁業による鯨漁獲の全面禁止について陳情を聴取)、午後二時二十分再開。

⑤ ついで沖野委員(道政)より、単協と漁連の結びつけとなつてゐる共販委員会の性格及び構成、帆立貝抜の問題とこのことについて稚内の協同組合が叱責を受けた問題、更に本件に關連して水産物検査の目的と再検査の要請を受けた場合の措置等について、川瀬委員(協ク)より、淡海増殖に關連してブルトリーザーによる磯掃除の問題、魚族の孵化養殖の問題等について質疑及び意見があり、水産部長、漁政課長、製品課長より答弁があつて、午後三時三十分散会。

農務委員会

○十月二十六日 午後二時五十分、運営委員室において開議。

① 橋本(正)副委員長(社)より、本日は水害対策関係の請願、陳情の審査を行う旨を述べ、暫時休憩(休憩中、農業試験場十勝支場拡充強化期成会代表より、農業試験場十勝支場の整備拡充について陳情を聴取)、午後三時十五分再開。

② ついで七月水害対策要望事項の中央折衝経過並びに八月以降の水害対策の農務部関係について農政課長より説明を聴取の後、陳情第百九十八号、第二百三十三号、第二百七号、第二百一十一号、第二百一十六号、第二百二十二号、第二百二十八号は採択に決定。

③ 次に昭和三十一年度北海道農業振興に必要な経費の国費予算要求に関する農林省々議決定分について農政課長、農業改良課長、畜産課技師より説明を聴取、大沢委員(道政)より、牧草の火力乾燥の効果、心土耕に対する助成状況等について、増田委員(社)より、甜菜振興関係予算獲得の見通しについて質疑があり、農政課長より答弁。

④ ついで最近における農産物の出廻り状況について農政課長より説明を聴取、山元委員(道政)より、甜菜製糖工場設置に関するその後の動きについて、井口委員(社)より、種馬鈴薯の輸送について、大沢委員(道政)より、四等米の買入価格について、中野(与)委員(社)より、種馬鈴薯の需要状況について質疑があり、農政課長、農業改良課長より答弁、午後四時二十五分散会。

民生委員会

○十月二十六日 午後一時四十分、運営委員室において開議。

① 井口委員長(社)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願

第百九号、陳情第百九十四号、第二百五号、第二百一十二号、第二百一十九号、第二百三十号は採択、請願第四十三号は継続審査に決し、
② 次に第三回定例道議会に提案予定の民生部関係予算について社会課長、福祉課次長より説明を聴取、午後二時四十分散会。

商工委員会

○十月十三日 午前十時四十五分、第三委員室において開議。

① 森川委員長(社)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、宮坂委員(道政)より、十勝における雑穀集荷の適正化の問題並びに富士セメントの不動産取得税免除の問題について協議されたい旨の発言があつて、後刻協議することとし、陳情第百九十五号は採択、請願第三十三号は調査保留とし、

② 次に富士セメントの不動産取得税免除の問題について工鉦課次長より説明を聴取、宮坂委員(道政)より、分割払の必要、工場誘致条例の適用等について質疑、応答の後、本問題については委員長より総務部長に折衝することとし、工鉦課において早急に結論を出されたい旨の要望があり、

③ 次に十勝における雑穀集荷適正化の問題について宮坂(道政)堀田(道政)委員より、本問題の善処方についてそれぞれ意見があつた後、十勝雑穀業者代表より本問題に関する雑穀業者擁護方について陳情を聴取、泉谷委員(道政)より、内地業者の直接集荷の有無及びその割合について質疑、応答があり、委員長より、本問題については商務課において調査の上調整の方途を講じられたい旨を述べ、

④ 次に岡林委員（社）より、先日採択になつた陳情第五十二号釧路
国地方の木炭滞質の輸送促進の件に關連して滞貨処理について折衝
されたい旨の意見があり、本件については委員長と岡林委員（社）
が折衝することとし、

⑤ 次に十月十八日より東京都において開かれる中国見本市視察につ
いては泉谷（道政）橋本（清）（社）委員を派遣することとし、午
前十一時五十分散会。

文教委員会

○十月二十六日 午後一時三十分、第二委員室において開議。

① 冒頭、旭川市議会文教委員長及び旭川市教委教育長より、(1)旭川
市に道立の全日制普通課程高等学校を一新設方について、(2)道立
旭川西及び北高等学校にそれぞれ一学級宛増設方について、(3)道立
旭川工業高等学校の全日制課程に機械科を又定時制課程に電気科を
増設方について、また木古内町長及び知内村長より、木古内高等学
校の道立移管について陳情を聴取。

② 太田委員長（社）より、先般実施した道内文教事情調査の結果に
ついて報告を求め、遠藤委員（社）より、帯広市、室蘭市並びに十
勝、日高、胆振各支庁管内調査の結果について、太田委員長（社）
より、小樽市、函館市並びに後志、渡島、檜山各支庁管内調査の結
果についてそれぞれ報告を行い、ついで伊藤（作）委員（道政）よ
り、札幌市内高校の視察実施、高校道立移管及び校舎改築計画の樹
立と知事に対する要請の必要等について、大石委員（社）より、学
校の改修計画の樹立と改築実施の問題、浦河高校水産課程における

生産目標の指示と実習製品（罐詰）の販路斡旋並びに練習船整備の
問題等について、津川委員（社）より、学校の修繕費増額と小破修
理の実施、高校の普通課程と実業課程に対する考え方、PTA会費
に關する調査資料の提出について、吉田（定）委員（道政）より、学
校の修繕費増額の問題について、佐野委員（社）より、全道の人口
分布による高校配置資料の提出について、天谷委員（道政）より、
高校の道立移管計画並びに改築計画樹立の見通し、昨年の台風十五
号による校舎被害の復旧措置、高校道立移管の具体的計画とその方
針並びにその予算化に關する知事と折衝の経過等について、遠藤委
員（社）より、十勝と静内の教員養成所に対する国費補助のつかな
い理由について質疑及び意見があり、委員長より、資料の提出並び
に計画の樹立を進められたい旨を述べ、午後三時十分散会。

治安委員会

○十月十七日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 田呂委員長（協ク）より、請願第二十四号小樽警察署長の不当越
権行為に対する調査及び措置の件を議題に供し、まず請願者の説明
を求め、全道労働組合協議会事務局長より、請願の概要について、
小樽地区労働組合協議会議長より、小樽市議会における警察力行使
問題について説明を聴取、中山（道政）森川（社）黒沢（社）村本
（社）和平（労）各委員及び舟木副委員長（社）より、小樽市議会
における警察力行使の状況について質疑、小樽地区労働協議長より答
弁があつて、

② 次に北教組小樽支部における四月選挙違反事件捜査の問題につい

て北教組小樽支部書記長より説明を聴取、中山（道政）黒沢（社）村本（社）和平（労）各委員より、選挙違反事件の捜査状況について質疑、応答があつて、請願者側の説明聴取を終り、一旦休憩、午後一時五十分再開。

③ 次に第三回定例道議会に提案予定の警察予算について道警総務部長より説明を聴取。

④ 次に請願第二十四号の審査を続行、小樽市議会議長の要請による警官出動の経緯について元小樽警察署長（現札幌中央署長）より説明を聴取、村本（社）和平（労）委員、舟木副委員長（社）より、小樽市議会における警察力行使の状況について質疑、応答があり、
⑤ ついで黒沢（社）和平（労）井川（道政）村本（社）各委員、舟木副委員長（社）より、北教組小樽支部における四月選挙違反事件の捜査状況について質疑があり、同署長、公安委員長、刑事部長より答弁、午後四時十分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○十月十日 午前十時二十分、第三委員室において小委員会を開議。

① 中野副委員長（社）より、特殊気象地帯農業確立対策を議題とし、特殊気象地帯農業確立振興臨時措置法案関係資料について企画課長より説明を聴取、同法案の逐条審査を行い、第五条の四を削除しその他は原案のとおり決定。

② ついで本法案は開発庁に提出し審議会の農林水産小委員会の審議を求めるとし、上京委員については副委員長一任により林（道政）二瓶（協ク）新川（労）委員に決定、午後零時四十分散会。



地方交付税 11 月交付額

自治庁では、昭和 30 年度地方交付税 11 月交付額を次のように決定した。

今回の交付額は、11 月における交付税額算定の特例に関する総理府令により、30 年度普通交付税の総額から 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月においてすでに交付した額を控除した額で、11 月分の算出は、

区 分	道府県分		計
	市町村分	市町村分	
普通交付税額 (A)	92,847,612	37,683,689	130,531,301
交付済額			
4 月	22,898,897	9,031,103	31,930,000
6 月	22,902,000	9,031,000	31,933,000
8 月	12,098,000	4,910,000	17,008,000
9 月	11,691,671	5,000,802	16,692,473
10 月	7,790,000	3,247,000	11,037,000
交付済額計 (B)	77,380,568	31,219,905	108,600,473
11 月交付額 (A-B)	15,467,044	6,463,784	21,930,828

となつてゐる。

なお、普通交付税は、これで全額交付済となる。

地方交付税 11 月交付額

(単位千円)

都道府県名	道府県分	市町村分	都道府県名	道府県分	市町村分
北海道	1,368,763	553,841	滋賀県	172,217	61,426
青森県	388,602	218,103	京都府	181,751	114,521
岩手県	444,427	217,914	大阪府	---	136,868
宮城県	477,594	175,361	兵庫県	600,221	152,877
秋田県	396,781	147,044	奈良県	196,512	68,452
山形県	290,804	176,531	和歌山県	227,509	125,039
福島県	536,629	242,302			
茨城県	500,068	219,011	鳥取県	227,067	76,124
栃木県	311,407	111,065	島根県	295,411	137,861
群馬県	350,733	128,795	岡山県	455,770	176,700
埼玉県	282,205	128,014	広島県	483,286	175,729
千葉県	444,803	155,203	山口県	181,433	35,109
東京都	---	47,250	徳島県	272,838	108,367
神奈川県	---	49,969	香川県	247,712	108,462
			愛媛県	383,444	165,713
新潟県	507,002	203,696	高知県	234,618	95,883
富山県	285,967	87,047			
石川県	237,746	70,392	福岡県	445,829	154,064
福井県	229,853	74,405	佐賀県	227,512	60,159
山梨県	268,758	127,465	長崎県	436,075	186,713
長野県	481,480	229,543	熊本県	382,572	140,628
岐阜県	348,764	122,523	大分県	236,239	93,348
静岡県	31,399	119,184	宮崎県	167,048	39,860
愛知県	370,961	78,078	鹿児島県	474,512	232,464
三重県	282,723	134,690	合 計	15,467,044	6,463,784

10月15日現在産米收穫予想

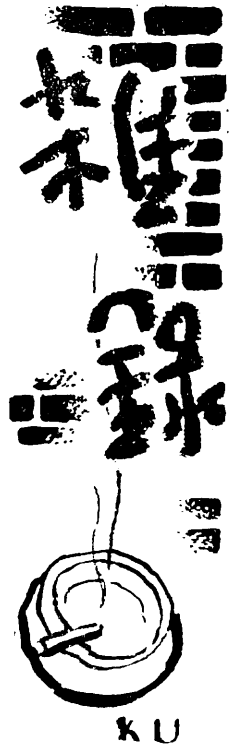
農林省では、10月15日現在の30年産米の予想收穫高を11月2日の次の如く發表した。

- ① これによると、水陸稻合計收穫予想は7,903万石で、9月15日現在發表の7,664万石に比べ238万石の増収予想となり、
- ② これを過去の最高である昭和8年の7,083万石に比べて約800万石の増収となり、平年收穫6,618万石に比べ1,285万石の増収予想となる。
- ③ これを29年推定実收穫6,075万石に比べ1,828万石の増収予想となる。
- ④ この水稲の作況指数は、前回の115%から更に4%伸びて119%となつて、水稲の全国平均区収は、2石6斗2升8合となつてゐる。
- ⑤ また、收穫予想7,903万石の内訳は、水稲7,698万石、陸稻204万石余となつてゐる。

全国都道府県收穫予想高

都道府県名	作付面積 (町)	予想收穫 高(石)	都道府県名	作付面積 (町)	予想收穫 高(石)
北海道	161,602	3,612,880	栃木	93,190	2,069,900
青森	72,310	2,074,000	埼玉	51,460	1,222,200
岩手	66,120	1,811,900	群馬	90,080	2,033,500
宮城	105,410	2,969,100	千葉	111,860	2,735,900
秋田	106,300	2,859,700	東京	15,660	287,700
山形	98,360	2,978,000	神奈川	27,650	586,000
福島	102,190	2,847,300	新潟	178,480	4,838,800
茨城	124,750	2,713,900	富山	73,380	1,923,470

石川	51,158	1,382,180	岡山	80,970	2,245,400
福山	46,582	1,186,650	広島	69,750	1,846,000
山梨	18,410	518,800	山口	64,490	1,604,090
長野	71,550	2,246,900	徳島	30,380	729,700
岐阜	64,210	1,638,500	香川	36,050	996,240
愛知	60,860	1,474,100	愛媛	40,790	1,029,800
三重	89,300	2,294,600	高知	37,000	727,800
滋賀	61,430	1,770,260	福岡	94,120	2,494,500
京都	36,671	960,230	佐賀	53,120	1,440,200
大阪	30,630	835,180	長崎	31,750	705,500
奈良	89,307	2,468,280	熊本	84,190	2,061,200
和歌山	27,843	775,320	大分	54,730	1,279,600
鳥取	27,080	665,800	宮崎	52,250	988,000
島根	32,200	845,200	鹿児島	73,400	1,327,000
徳島	49,227	1,182,440	全 国	3,108,370	79,034,220



地方公務員の給与に関する疑義について

(昭三〇・九・三〇、自丁公発第一五九号)
鳥取県総務部長宛

地方行政疑義問答集

給与条例の特例条例制定の疑義について

(昭三〇・九・一七、自丁公発第一五五号)
徳島県総務部長宛

問 本県財政上の都合により、職員の見給所要期間に關し、給与条例の特例条例を制定し、これを延伸することを検討中ですが、左記のとおり疑義がありますので、御教示をお願い致します。

記

例えば、十月一日以降見給所要期間の延伸を実施すべく、九月三十日開会の県議会に、同日特例条例案を提案した処、設般の情勢により可決が十月五日となり、同日公布されることとなつたが、此の場合、本条例は、十月一日より適用する旨の議決があれば、十月一日見給該当者(給与条例の基準による)について、十月一日に遡及して本条例を適用し、見給延伸措置をすることは、適法でありますか。

答 設問の遡及については、違法の問題は生じないものと解する。

問 本県における県職員(県立学校職員を含む)の給与については、地方公務員法第二十四条第六項に基く給与条例を制定し、市町村立学校職員の給与については、市町村立学校職員給与負担法第四条の規定に基く給与に関する条例を制定していないため、地方公務員法附則第六項の規定により、国立学校の教育公務員に適用される一般職の職員の給与に関する法律の各相当規定の例によつてゐるのであるが、この場合、

- 一 給与条例第四条第三項の各号に掲げる期間並びに一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項各号に掲げる期間を経経した者は、必ず見給せしめるといふ趣旨とは解されないかどうか。
 - 二 市町村立学校職員の見給発令に際し、地方教育委員会は、給与法第八条第七項の規定に基き予算の範囲内で見給を行うことができるのであるから、見給に当てられるべき予算の範囲をこえて発令することはできないか。
 - 三 給与条例第四条第三項各号及び給与法第八条第四項各号に定める期間が経過しても見給を実施せず、その後更に三月乃至六月経過してから見給を実施した場合、職員が右の見給発令を不当として拒否したとき(辞令を受領しないとき)、この見給発令の効力は、相手方の同意の有無に拘らず有効かと思うかどうか。
- 答 一、二及び三のお見込のとおり。

報道から拾う

前借金契約は無効

最高裁・年少者の人身賣買に新判例

最高裁では、十月七日「人身賣買のように公序良俗に反する契約のも
とになされた前借金は無効である。」と判決を下したが、このことは、
「前借金の貸借契約それ自体は有効である。」とする旧大審院判例（大正
七年、同十年）を覆したもので、新判例として注目される。

なお、大審院の判例要旨は、芸娼妓契約、とりわけ前借金の契約の効
力に關し、芸娼妓をすることを強要する部分は無効であるが、金銭貸借
の部分は有効とするものであつた。

事件は、二十五年十二月、愛媛県下の某（以下甲という）が、当時十六才の自
分の娘（以下乙という）を某市の特飲店丙方に接客婦として住み込ませ、前借金
として四万円を受取つた。その際、接客婦として受ける収入の半分をその返済に
あてることに取り決めてあつたが、娘乙は、その後自宅に逃げ帰つたため、抱え主
丙から前借金を返せと訴え出たもので、第一審の松山地裁宇和島支部は、

「未成年者を長期間接客婦として働かせ、その金で前借金を返すような契約
は、公共の秩序や風俗を害するので無効である。従つて金は返すに及ばない。」
と判決した。ついで控訴をうけた高松高裁では、

「未成年者の人身賣買關係の契約は無効だが、金銭の貸借關係は有効」
として、一審判決を破棄して抱え主の丙を支持する判決を言渡した。それを不服
とした甲は、最高裁に持込んだもので、最高裁は、

「乙の酌婦としての稼働契約及び消費貸借のうち、前記の弁済方法（接客婦
として受ける収入の半分を返済にあてる）に關する特約の部分は、公序良俗に

反し無効であることは、当裁判所（最高裁）も見解を一にするが、ただ甲は、
娘乙に酌婦稼働をさせる対価として、丙から消費貸借名儀で前借金を受領した
ものであり、丙も乙の酌婦としての稼働の結果を目当てとし、これがあるがゆえ
にこそ前記金員を貸与したものであるといふことができるのである。しからば、甲の
右金員受領と乙の酌婦としての稼働とは、密接に關連して互に不可分の關係に
あるものと認められるから、本件において契約の一部たる稼働契約の無効は、
ひいては契約全部の無効を來すものと解するを相当とする。」

「前借金の貸借關係は、それ自体有効であるとの抱え主の利益を保護した大
審院判例は採用しない。」
と付言したものである。



昭和三十年十一月二十日発行

北海道議会時報 (第七卷第十一號)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

電話 ②六九一九番

十月のメモ

- 1 ○松本全権けさ帰国。
○赤い羽根共同募金始る。
- 2 ○新潟市で大火、焼失家屋千百戸、被災者四千五百人。
○北村徳太郎氏外訪ノ国会議員同帰る。
○大相撲秋場所鐘里優勝。
- 3 ○インドネシヤ総選挙。(在野党国民党優勢百八十万票引離す)
○政府、タイ軍人の入国査証を拒否。
○農地開発機械公団理事長に成田努氏決る。
- 4 ○フーヴァー米国次官補来日。
○ソ連外相、日本など十八カ国の国連一括加盟を考慮している旨言明。
- 5 ○日、イラン修好条約を確認。
- 6 ○ソ連抑留者死亡者名簿を発表。
○仏国民議会でモロツコ政策を支持する社会党動議を可決し、フオール内閣事実上の信任獲得。
- 7 ○モロトフ外相が自己批判二月演説の一部を訂正。
○大雪、日高、羊蹄山に初雪。
- 8 ○開発機械公団発足。
○白衛隊秋季大演習始まる。
○金閣寺の落慶法要。
- 9 ○統一社会党発足。
○田中知事正式に社会党入党。
○桜島爆発。
- 10 ○日韓通商制限付で再開、李大統領承認。
○元国務大臣安藤正純氏死去。
○埼玉県朝霞でオネスト・ジョン公開さる。
- 11 ○道東の暴風雨被害増大、死傷行方不明三十七名。
- 12 ○札幌国道完成。
○日中貿易議定書に調印。
- 13 ○禁輸撤廃、復交に努力、訪中議員団中共と共同声明。
○米の買入れ十日現在五百十三万石、前年の二・六倍、農林省発表。
○日英通商会談妥結。
○根室町に災害救助法を適用。
- 14 ○道文化賞受賞者決る。(渡辺茂、谷川英一、栗谷川健一、内山綾子、タカクワ倶楽部)
- 15 ○「反陽子」を発見米原子力委員発表、エネルギー原爆の二千倍。
○北鮮と貿易協定十五日に北京で調印、片道五百万ポンド。
○ソ連対日参戦の真相を米国防省が公表。
○二十九年度国民所得総額六兆一千万円、前年より四・三%増、企画庁発表。
○プロ野球日本選手権で巨人四度目の優勝。
○ヴェトナム共和国成立。
○農相十社首脳に明年度北洋漁業の構想を提案、三社(日魯、日水、大洋)中心に提携。
○高校選抜審議会遂に決裂。
○外貨保有戦後最高十二億七千六百万ドル、蔵相談。
○新党結成大会開く、新党準備会発足。
○第三回定例道議会開会
○第十三回ガット総会開く。(ジュネーヴ)
○中東情勢緊迫化す、イスラエル軍エジプト領に侵入。
○原子力研究所発足。
○総同盟大会開く、綿紡スト全面支援を決議。
○でん粉などの政府買上げ価格決る、精粉二、二五〇円。
○根室旧牧之内飛行場の使用を町長取消し要請、町議会も反対決議。
○沖繩で原子砲模擬弾の発射演習。
○全道各地に初雪。
○第十回国民体育大会秋季大会開く。(神奈川)
- 16 ○札幌国道完成。
○日中貿易議定書に調印。
- 17 ○禁輸撤廃、復交に努力、訪中議員団中共と共同声明。
○米の買入れ十日現在五百十三万石、前年の二・六倍、農林省発表。
○日英通商会談妥結。
○根室町に災害救助法を適用。
- 18 ○道文化賞受賞者決る。(渡辺茂、谷川英一、栗谷川健一、内山綾子、タカクワ倶楽部)
- 19 ○「反陽子」を発見米原子力委員発表、エネルギー原爆の二千倍。
○北鮮と貿易協定十五日に北京で調印、片道五百万ポンド。
○ソ連対日参戦の真相を米国防省が公表。
○二十九年度国民所得総額六兆一千万円、前年より四・三%増、企画庁発表。
○プロ野球日本選手権で巨人四度目の優勝。
○ヴェトナム共和国成立。
○農相十社首脳に明年度北洋漁業の構想を提案、三社(日魯、日水、大洋)中心に提携。
○高校選抜審議会遂に決裂。
○外貨保有戦後最高十二億七千六百万ドル、蔵相談。
○新党結成大会開く、新党準備会発足。
○第三回定例道議会開会
○第十三回ガット総会開く。(ジュネーヴ)
○中東情勢緊迫化す、イスラエル軍エジプト領に侵入。
○原子力研究所発足。
○総同盟大会開く、綿紡スト全面支援を決議。
○でん粉などの政府買上げ価格決る、精粉二、二五〇円。
○根室旧牧之内飛行場の使用を町長取消し要請、町議会も反対決議。
○沖繩で原子砲模擬弾の発射演習。
○全道各地に初雪。
○第十回国民体育大会秋季大会開く。(神奈川)
- 20 ○「反陽子」を発見米原子力委員発表、エネルギー原爆の二千倍。
○北鮮と貿易協定十五日に北京で調印、片道五百万ポンド。
○ソ連対日参戦の真相を米国防省が公表。
○二十九年度国民所得総額六兆一千万円、前年より四・三%増、企画庁発表。
○プロ野球日本選手権で巨人四度目の優勝。
○ヴェトナム共和国成立。
○農相十社首脳に明年度北洋漁業の構想を提案、三社(日魯、日水、大洋)中心に提携。
○高校選抜審議会遂に決裂。
○外貨保有戦後最高十二億七千六百万ドル、蔵相談。
○新党結成大会開く、新党準備会発足。
○第三回定例道議会開会
○第十三回ガット総会開く。(ジュネーヴ)
○中東情勢緊迫化す、イスラエル軍エジプト領に侵入。
○原子力研究所発足。
○総同盟大会開く、綿紡スト全面支援を決議。
○でん粉などの政府買上げ価格決る、精粉二、二五〇円。
○根室旧牧之内飛行場の使用を町長取消し要請、町議会も反対決議。
○沖繩で原子砲模擬弾の発射演習。
○全道各地に初雪。
○第十回国民体育大会秋季大会開く。(神奈川)
- 21 ○札幌国道完成。
○日中貿易議定書に調印。
- 22 ○禁輸撤廃、復交に努力、訪中議員団中共と共同声明。
○米の買入れ十日現在五百十三万石、前年の二・六倍、農林省発表。
○日英通商会談妥結。
○根室町に災害救助法を適用。
- 23 ○道文化賞受賞者決る。(渡辺茂、谷川英一、栗谷川健一、内山綾子、タカクワ倶楽部)
- 24 ○「反陽子」を発見米原子力委員発表、エネルギー原爆の二千倍。
○北鮮と貿易協定十五日に北京で調印、片道五百万ポンド。
○ソ連対日参戦の真相を米国防省が公表。
○二十九年度国民所得総額六兆一千万円、前年より四・三%増、企画庁発表。
○プロ野球日本選手権で巨人四度目の優勝。
○ヴェトナム共和国成立。
○農相十社首脳に明年度北洋漁業の構想を提案、三社(日魯、日水、大洋)中心に提携。
○高校選抜審議会遂に決裂。
○外貨保有戦後最高十二億七千六百万ドル、蔵相談。
○新党結成大会開く、新党準備会発足。
○第三回定例道議会開会
○第十三回ガット総会開く。(ジュネーヴ)
○中東情勢緊迫化す、イスラエル軍エジプト領に侵入。
○原子力研究所発足。
○総同盟大会開く、綿紡スト全面支援を決議。
○でん粉などの政府買上げ価格決る、精粉二、二五〇円。
○根室旧牧之内飛行場の使用を町長取消し要請、町議会も反対決議。
○沖繩で原子砲模擬弾の発射演習。
○全道各地に初雪。
○第十回国民体育大会秋季大会開く。(神奈川)
- 25 ○札幌国道完成。
○日中貿易議定書に調印。
- 26 ○禁輸撤廃、復交に努力、訪中議員団中共と共同声明。
○米の買入れ十日現在五百十三万石、前年の二・六倍、農林省発表。
○日英通商会談妥結。
○根室町に災害救助法を適用。
- 27 ○道文化賞受賞者決る。(渡辺茂、谷川英一、栗谷川健一、内山綾子、タカクワ倶楽部)
- 28 ○「反陽子」を発見米原子力委員発表、エネルギー原爆の二千倍。
○北鮮と貿易協定十五日に北京で調印、片道五百万ポンド。
○ソ連対日参戦の真相を米国防省が公表。
○二十九年度国民所得総額六兆一千万円、前年より四・三%増、企画庁発表。
○プロ野球日本選手権で巨人四度目の優勝。
○ヴェトナム共和国成立。
○農相十社首脳に明年度北洋漁業の構想を提案、三社(日魯、日水、大洋)中心に提携。
○高校選抜審議会遂に決裂。
○外貨保有戦後最高十二億七千六百万ドル、蔵相談。
○新党結成大会開く、新党準備会発足。
○第三回定例道議会開会
○第十三回ガット総会開く。(ジュネーヴ)
○中東情勢緊迫化す、イスラエル軍エジプト領に侵入。
○原子力研究所発足。
○総同盟大会開く、綿紡スト全面支援を決議。
○でん粉などの政府買上げ価格決る、精粉二、二五〇円。
○根室旧牧之内飛行場の使用を町長取消し要請、町議会も反対決議。
○沖繩で原子砲模擬弾の発射演習。
○全道各地に初雪。
○第十回国民体育大会秋季大会開く。(神奈川)
- 29 ○札幌国道完成。
○日中貿易議定書に調印。
- 30 ○禁輸撤廃、復交に努力、訪中議員団中共と共同声明。
○米の買入れ十日現在五百十三万石、前年の二・六倍、農林省発表。
○日英通商会談妥結。
○根室町に災害救助法を適用。